

神戸市「若手農漁業者チャレンジサポート事業」 委託事業者選定公募要領

1. 事業の目的

本市内の農漁業者人口は減少傾向にあるとともに、高齢化も進んでおり、若者の農業や漁業への就業意欲の喚起と定着化が課題となっている。

そこで、市内の若手農漁業者の組織化を進め、構成員の連携強化をはかり、経営強化・技術向上等にチャレンジする活動を支援することにより、神戸の農漁業の担い手の育成・確保につなげる。

2. 委託業務の概要

○チャレンジ活動プログラム作成業務

① 活動プログラムの作成

活動内容をジャンル別に整理し、活動内容、研修費用等を明示したプログラムを作成する。(一例として、先進技術等のジャンルを 10 件、受入れ研修先を 30 件提示するプログラムの作成を目標とする。)

○チャレンジ活動支援業務

① チャレンジ活動支援実施要領作成業務

若手農漁業者グループの応募要件、審査及び決定通知、活動経費の支援方法など実施要領を作成する。

なお、若手農漁業者グループとは神戸市内在住の 45 歳以下で構成された 3 名以上で組織されたグループをいう。

② チャレンジ活動募集及び審査、活動に係る経費等の支援業務(6グループ[※]想定)

上記①で作成した実施要領に基づき若手農漁業者グループの支援業務を行う。

なお、支援経費は1グループあたり最大 100 千円とし、若手農漁業者グループが支出した金額の 50%以内で支援するとともに、委託金額範囲内で行う。

③ チャレンジ活動フォローアップ業務

若手農漁業者グループのチャレンジ活動の実施前後をフォローアップする。

○広報業務

① 事業の広報活動

参加募集や活動結果等の内容をホームページ等で実施する。

なお、神戸市は市内の若手農漁業者グループに対して事業内容の紹介を行う。

3. 業務委託期間

委託契約締結日から平成32年3月31日

4. 委託契約金額の上限

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 事業者選定スケジュール

平成31年 2月7日（木）公募要領配布開始

3月25日（月）応募書類受付締切

3月下旬 書類による審査 プレゼンテーション 選定結果の通知

4月1日 予定 委託契約締結

6. 応募資格

以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き申立がなされている者（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が認めた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力でないこと。
- (7) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (8) 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (9) 神戸市の農漁業の活性化につながる企画提案ができること。

7. 応募手続き等

(1) 提出書類（企画提案書作成要領に従って作成してください）

① 企業提案応募申請書（様式1） 1部

② 企画提案書 8部

※ 1企業1提案とします

- ③ 企業の概要がわかる資料 8部
 - ④ 法人の登記事項全部証明書（3ヶ月以内のもの1部）
 - ⑤ 代表者印鑑証明書（3ヶ月以内のもの1部）
- (2) 応募書類受付期間
平成31年2月7日（木）から平成31年3月25日（月）まで（土日祝を除く）の9時から17時の間（12時から13時を除く）
- (3) 応募書類受付場所
神戸市経済観光局農政部計画課（所在地等は4ページ参照）
※ 事前に電話でアポイントを取ったうえ、持参してください。
※ 本要領に関する質問はメールで受付けます。

8. 委託予定事業者の選定方法及び結果の通知

提出された企画提案書等の書類審査を行い、事業遂行能力、企画提案の内容等を審査会におけるプレゼンテーションにより総合的に評価し、最高得点の者を委託予定事業者に選定する。

(1) 審査日

平成31年3月下旬 書類審査（出席していただく必要はありません）
平成31年3月下旬プレゼンテーション（日時は後日お知らせします）

(2) 評価項目と配点

評価項目 評価の視点 配点

①事業執行体制

- 事業目的への理解
- 提案内容を遂行する体制・能力
- スタッフによる若手農漁業者グループへのフォロー内容 30点

②企画提案の内容

- 全体スケジュール
- チャレンジ活動プログラム内容
- チャレンジ活動フォローアップ内容
- 若手農漁業者グループの活性化への寄与
- チャレンジ活動経費の支援方法
- その他、事業の目的を達成するために有効と思われる提案 55点

③実績等

- 他の地方公共団体等での実績 15点

合計 100点

(3) 選定結果の通知

平成31年3月下旬にホームページに掲載するとともに、応募書類の提出者全員に同

日付けで結果を発送する。（具体的な日時は、提出者に後日通知）

(4) 失格

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした者
- ② 提出期限内に所定の書類を提出しなかった者
- ③ 応募資格を満たしていない者

9. 契約の締結

- (1) 委託予定事業者の企画提案に基づき、委託予定事業者と神戸市との間で最終的な仕様等の調整を行ったうえで、委託契約を締結する。
- (2) 委託予定事業者が辞退又はこの公募要領の規定に違反した事等の理由によりこの業務を受託できなくなった場合は、次点者と委託契約を締結できるものとする。

10. その他

- (1) 提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとする。
- (2) 提出された書類は、委託予定事業者以外は返却する。
- (3) 応募に関する費用（資料作成費・通信運搬費・交通費等）は、選定結果の如何に関わらず応募者の負担とする。
- (4) 委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (5) この業務委託は、平成31年第1回神戸市定例市会において、若手農漁業者チャレンジサポート事業等に係る当初予算が成立することを条件とする。

公募要領配布場所／応募書類受付場所／問い合わせ先

神戸市 経済観光局 農政部 計画課

【所在地】神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館8階

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/about/building/map.html>

【電話番号】078-322-5351

【FAX 番号】078-322-6079

【Eメール】nouseikeikaku@office.city.kobe.lg.jp

（お越しになる場合は、事前に電話連絡をお願いします）

企画提案書作成要領

1. 企画提案書様式

A 4 横、構成任意、様式任意、20 ページ以内でパワーポイントにより作成

2. 企画提案書記載事項

(1) チャレンジ活動プログラム内容等

若手農漁業者グループのチャレンジ活動をどう高めていくか、選択できる活動数や内容、取り組みやすい内容等を具体的に提案すること

(2) 若手農漁業者グループに対するフォローアップ体制

(3) チャレンジ活動支援に係る運営計画

チャレンジ活動をどう支援していくか、活動経費の支援手法等を具体的に提案すること

(4) 事業効果の目標等

(5) 全体スケジュール、スタッフ体制等

(6) その他、事業の目的を達成するために有効と思われる提案

(7) 見積書（積算内訳、根拠を明示）

※委託事業の対象となる事業費は、本事業を遂行するために必要な経費であり、

かつ通常業務と区別して経理することが可能な次の「活動支援経費」、「事業運営経費」、「その他の経費」とする。

① 「活動支援経費」

講師謝金、講師交通費 等

② 「事業運営経費」

人件費、旅費 等

③ 「その他の経費」

資材費、広告費、印刷費、消耗品費、会場費、一般管理費 等

3. 企業の概要がわかる資料（A 4、構成任意、様式任意、10 ページ以内）

(1) 事業概要

(2) 主な実績（他の地方公共団体等での実績を含む）

(3) その他のPR

様式1

平成 年 月 日

企画提案応募申請書

神戸市長 あて

所在地
法人名
代表者氏名 印

神戸市「若手農業者チャレンジサポート事業」に係る企画提案に応募します。

担当者名
電話番号
FAX番号
E m a i l